

令和7年度 神戸市指導監査基準【各施設共通事項】

着 眼 点		最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。
根拠法令等		着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導監査基準		着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区 分		不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
【C】	是正の報告を要する事項 (重要事項)	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。
【B】	改善の報告を要する事項	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。
【A】	指導・助言する事項	・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) ※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等（各施設共通事項）

省 略 標 記	正 式 名 称	公布年月日等
児童設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年厚生省令第63号 昭和23年12月29日
特定教育・保育施設等運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	平成26年内閣府令第39号 平成26年4月30日
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	平成18年法律第77号 平成18年6月15日
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	平成26年政令第203号 平成26年6月4日
社福法	社会福祉法	昭和26年法律第45号 昭和26年3月29日
消防法	消防法	昭和23年法律第186号 昭和23年7月24日
消防法施行令	消防法施行令	昭和36年政令第37号 昭和36年3月25日
消防法施行規則	消防法施行規則	昭和36年自治省令第6号 昭和36年4月1日
市火災予防条例	神戸市火災予防条例	神戸市条例第 6 号 昭和37年4月1日
学校保健安全法	学校保健安全法	昭和33年法律第56号 昭和33年4月10日
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号 平成26年4月30日
労基法	労働基準法	昭和22年法律第49号 昭和22年4月7日
労基法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年厚生省令第23号 昭和22年8月30日
高年齢者雇用安定法	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和46年法律第68号 昭和46年5月25日
育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 3 年法律第76号 平成3年5月15日
最低賃金法	最低賃金法	昭和34年法律第137号 昭和34年4月15日
労働安衛法	労働安全衛生法	昭和47年法律第57号 昭和47年6月8日
労働安衛規則	労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号 昭和47年9月30日
パートタイム労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成 5 年法律第76号 平成5年6月18日
健康保険法	健康保険法	大正11年法律第70号 大正11年4月22日
厚生年金保険法	厚生年金保険法	昭和29年法律第115号 昭和29年5月19日

根拠法令、通知等（各施設共通事項）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等
労働者災害補償保険法	労働者災害補償保険法	昭和22年法律第50号	昭和22年4月7日
雇用保険法	雇用保険法	昭和49年法律第116号	昭和49年12月28日
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	昭和41年法律第132号	昭和41年7月21日
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47年法律第113号	昭和47年7月1日
県受動喫煙防止条例	兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例	兵庫県条例第18号	平成24年3月21日
県受動喫煙防止施行規則	兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例施行規則	兵庫県規則第21号	平成24年3月30日
会計基準省令	社会福祉法人会計基準省令	平成28年厚生省令第79号	平成28年4月1日

児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号	平成12年4月25日
指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児第488号 社援発第1275号 老発第274号	平成13年7月23日
社福施設非常災害対策通知	社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について	雇児総発0901第3号 社援基発0901第1号 障障発0901第1号 老高発0901第1号	平成28年9月1日
神戸市地域防災計画	神戸市地域防災計画		
社福施設防犯安全確保通知	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号	平成28年9月15日
社福施設防火安全対策通知	社会福祉施設における防火安全対策の強化について	社施第107号	昭和62年9月18日
消防用設備等届出運用通知	消防用設備等に係る届出等に関する運用について	消防予第192号	平成9年12月5日
非常災害時の体制整備等強化・徹底通知	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	雇児総発0909第2号	

根拠法令、通知等（各施設共通事項）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等
個人情報保護法ガイドライン（通則編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	平成28年11月策定	平成29年5月30日適用
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号 社援第1352号 児発第575号 老発第514号	平成12年6月7日
苦情解決基準通知	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について	障第615号 老発第598号 児発第707号	平成12年8月22日
保育所設置認可要綱	神戸市保育所設置認可要綱	神戸市こども家庭局	平成13年3月26日
児福施設児童安全確保通知	児童福祉施設等における児童の安全の確保について	雇児総発第402号	平成13年6月15日
安全確保活動措置指針	子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針	兵庫県告示第275号	平成19年3月20日
児福施設遊具安全確保通知	児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について	雇児総発第0829002号 障児発第0829001号	平成20年8月29日
児福祉施設等プール・水遊び事故防止通知	児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	雇児総発第0620第1号	平成26年6月20日
福祉従事者確保指針	社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針	厚生省告示第116号	平成5年4月14日
労働時間適正把握措置ガイドライン	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	基発第339号	平成13年4月6日
パートタイム・有期雇用労働者指針	事業主が講ずべき短時間労働者・有期雇用労働者の改善等に関する措置等についての指針（パートタイム・有期労働指針）	厚労省告示第326号	平成19年10月1日
短時間労働者雇用管理改善通知	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について（通知）	基発第663号 婦発第272号 職発第839号 能発第280号	平成5年12月1日
腰痛予防対策指針	職場における腰痛予防対策指針	基発0618第4号	平成25年6月18日
受動喫煙防止対策通知	受動喫煙防止対策について	健発0225第2号	平成22年2月25日
社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて	雇児発1111第3号 社援発1111第5号 老発1111第6号	平成28年11月11日

根拠法令、通知等（各施設共通事項）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等
社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について	雇児総発1111第2号 社援基発1111第2号 障障発1111第1号 老総発1111第1号	平成28年11月11日
指導監査要綱通知	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について	雇児総発0427第7号 社援基発0427第2号 障障発0427第2号	平成29年4月27日
運営費局長通知	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号	平成16年3月12日
運営費課長通知	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	雇児福発第0312002号 社援基発第0312002号 障障発第0312002号 老計発第0312002号	平成16年3月12日
事業課長通知	特定教育・保育施設等における適正な会計処理等の実施について	神こ子事第116号	平成29年4月26日
府子第254号通知	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について	府子第254号 雇児発0903第6号	平成27年9月3日
府子第255号通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて	府子第255号 雇児発0903第1号	平成27年9月3日
府子第256号通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について	府子第256号 雇児発0903第2号	平成27年9月3日

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 規程の整備				
(1) 規程の整備	【保育所】 施設の目的及び運営の方針、提供する保育の内容等についての保育所の運営に関する重要事項に関する規定が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。	児童設備運営基準第13条第2項 特定教育・保育施設等運営基準第20条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(1)-第2-1-(2)	必要な規程が整備されていないので、所定の手続きを経て是正すること。	C
			必要な規程の内容に一部不備があるので、改善すること。	B
			規程内容と現状に齟齬があるので、改めること。	A
	【幼保連携型認定こども園】 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（以下「園則」という。）が整備されているか。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条	園則が整備されていないので、是正すること。	C
	【幼保連携型認定こども園】 園則には、必要な事項が記載されているか。		園則で定めるべき事項が定められていないため、是正すること。	C
	【幼保連携型認定こども園】 運営規程が整備されているか。	特定教育・保育施設等運営基準第20条	運営規程が整備されていないので、是正すること。	C
	【幼保連携型認定こども園】 運営規程で定めるべき事項が定めれているか。		運営規程で定めるべき事項が定められていないため、是正すること。	C
	【保育所及び幼保連携型認定こども園を除く児童福祉施設】 入所する者の援助に関する事項について規程が整備されているか。	児童設備運営基準第13条第1項 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(1)-第2-1-(2)	入所する者の援助に関する規定が整備されていないので是正すること。	C
【保育所及び幼保連携型認定こども園を除く児童福祉施設】 その他施設の管理についての重要事項の規定が整備されているか。	児童設備運営基準第13条第1項	その他施設の管理についての重要事項の規定が整備されていないので是正すること。	C	
(2) 備える帳簿の整備	職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	児童設備運営基準第14条	職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備していないので是正すること。	C
2 非常災害・防災対策				
(1) 非常災害に必要な設備	非常災害に必要な設備を設けているか。	児童設備運営基準第6条第1項	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。	C
(2) 非常災害に対する具体的計画	非常災害に対する具体的計画を立てているか。		非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めること。	B

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 防災計画の策定	利用者の心身の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じた利用者の安全確保のための計画等を防災備蓄品を含め定めているか。	指導監督徹底通知 児童設備運営基準第6条第1項 社福施設非常災害対策通知	災害時に必要な具体的な計画を定めること。	B
			計画に防災備蓄品（飲料水、生活用水、食料、衛生用品等）の保管場所を定めること。	B
	非常災害発生時の関係機関への通報、連絡体制及び地域の協力体制を決めているか。		非常災害発生時の関係機関への通報、連絡体制及び地域の協力体制を構築すること。	B
	非常災害に対する計画を職員に周知しているか。		非常災害に対する計画を職員に周知すること。	B
	福祉避難所としての機能を検討しているか。	神戸市地域防災計画 （地震・津波対策編）7-3 3 （風水害対策編）6-3 3	福祉避難所としての機能を検討すること。	A
(4) 避難等訓練の実施	非常災害に備えるため、定期的に必要な訓練を行なっているか。	児童設備運営基準第6条第1項	非常災害に備えるため、定期的に必要な訓練を行っていないので、改善すること。	B
(5) 防犯対策	不審者対策訓練の実施等、防犯対策を講じているか。	社福施設防犯安全確保通知	不審者対策訓練を実施する等、施設の実情に応じた防犯対策を講じること。	A
3 防火対策				
(1) 防火管理者等管理体制	施設において、防火管理者を選任し、所轄消防署に届け出ているか。	消防法第8条第1項及び第2項 消防法施行令第3条の2 消防法施行規則第3条の2	施設において、防火管理者を選任し、所轄消防署に届出ること。	C
(2) 消防計画	施設において、消防計画を作成し、又は変更した場合は、所轄の消防署に届け出ているか。	消防法施行規則第3条 児童設備運営基準第6条第1項	防火管理者は消防計画を作成し、又は変更した場合は、所轄の消防署に届け出ること。	C
	非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。	児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-3-イ	非常時の際の連絡体制・避難体制及び地域の協力体制を確保すること。	B
(3) 消防署の立入検査	消防署の立入検査の指示事項が改善・報告されているか。	消防法第4条第1項	消防署の立入検査の指示事項を履行すること。	B
(4) 消防用設備の整備	カーテン等に防火性能等を有するものを使用しているか。	消防法第8条の3第1項 消防法施行令第4条の3	カーテン等は防火性能を有するものを使用すること。	B

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(5) 消防用設備等の点検及び報告	資格を有する者が、告示に定める基準に従って消防用設備の点検を行い、所轄消防署へ報告しているか。	消防法第17条の3の3 消防法施行令第3条の2、第21条、第24条、第35条及び第36条 消防法施行規則第4条の2の4、第31条の6第3項 消防庁告示第9号(H16.5.31) 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-3-ア	消防用設備等の定期点検（6か月ごと）に漏れがあるので、是正すること。	C
			【母子生活支援施設】 消防用設備等の点検のうち、3年に1回は所轄消防署へ報告すること。	C
			【母子生活支援施設を除く児童福祉施設】 消防用設備等の点検のうち、年1回は所轄消防署への報告を行うこと。	C
			【小規模施設のため設備点検報告義務がない場合】 消防用設備等を点検し、機能失効のないようにすること。	A
	消防用設備等の点検で見つかった不備・不良箇所を速やかに整備しているか。	消防法第17条第1項	消防用設備等の点検で見つかった不備・不良箇所を整備していないので、速やかに整備すること。	C
	消防用設備等の点検結果を保存しているか。	消防用設備等届出運用通知第2-3-(1)	消防用設備等の点検結果を保存すること。	A
(6) 避難上必要な施設等の管理	廊下、階段、避難口等に避難の支障になる物件が放置等されていないか。	消防法第8条の2の4 市火災予防条例第49条の2及び第49条の3 社福施設防火安全対策通知「6 避難対策等について」(三) 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(2)第2-3-(1)	避難口等に避難の重大な支障になる物件が放置等されているので、是正すること。	C
	非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。		非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が点検されていないので、是正すること。	C
(7) 避難訓練及び消火訓練	【幼保連携型認定こども園を除く児童福祉施設】 避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。	消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項 社福施設防火安全対策通知「6 避難対策等について」 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-3-ウ 児童設備運営基準第6条第2項 非常災害時の体制整備等強化・徹底通知	避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること。	C
	【幼保連携型認定こども園及び婦人保護施設】 避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しているか。		避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施すること。 なお幼保連携型認定こども園については、毎月実施することを推奨する。	C
	【入所施設】 避難訓練のうち1回は、夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施しているか。		避難・救出訓練のうち1回は夜間又は夜間を想定した訓練を行うこと。	B
	訓練計画、訓練実施記録を保管しているか。		避難・救出訓練及び消火訓練の記録簿を整備・保存すること。	A
	避難訓練及び消火訓練を実施した時は、反省点、次回訓練の改善点等をまとめ全職員に周知しているか。		避難訓練及び消火訓練を実施した時は、反省点、改善点等をまとめ全職員に周知すること。	A

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
4 秘密保持等				
(1) 個人情報の保護	個人情報の保護に関する方針及び取り扱いに関する規程等を整備しているか。	個人情報保護法ガイドライン（通則編）	ガイドラインに沿って、個人情報保護管理規程の整備等必要な措置を講じること。	C
	委託先等の契約に際して、個人情報の保護に関する条項を規定しているか。		委託先等との契約に際して、個人情報保護に関する条項を盛り込む等必要な措置を講じること。	B
(2) 職員の秘密の保持のための措置	職員が在職中のみならず、退職後も業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	児童設備運営基準第14条の2 特定教育・保育施設等運営基準第27条	職員が業務上知り得た秘密について、在職中はもとより、退職後においても他に漏らすことのないよう、秘密の保持に関する誓約書の徴収等必要な措置を講じること。	B
5 苦情解決の取組み				
(1) 苦情解決の仕組み	苦情解決規程を整備する等、苦情解決の手続きを明確にしているか。	社福法第82条 児童設備運営基準第14条の3 特定教育・保育施設等運営基準第30条 苦情解決指針 苦情解決基準通知 児福行政指導監査実施通知 別紙1 2(1)第1-1-(10) 保育所設置認可要綱第9条	当該施設における苦情解決の仕組みを整備すること。	C
	苦情解決責任者及び苦情受付担当者を任命しているか。		苦情解決責任者及び苦情受付担当者を任命すること。	B
	第三者委員を任命しているか。		第三者委員を任命すること。	B
(2) 利用者への周知	当該施設における苦情解決制度の概要（苦情解決の仕組み、苦情解決責任者・苦情受付担当者の氏名、第三者委員の氏名・連絡先、第三者委員に直接苦情を申し入れできる旨等）を利用者等に周知しているか。		当該施設における苦情解決制度の概要（苦情解決の仕組み、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の氏名及び連絡先、第三者委員に直接苦情を申し入れできる旨等を含む。）を、施設内のわかりやすい場所へ掲示する等により周知に努めること。	B
(3) 苦情への対応	利用者等から苦情を受け付けたときは、第三者委員への連絡の要否、話し合いにおける第三者委員の立会いの要否を含め苦情内容や申出者の希望等を苦情申立者に確認し書面に記録しているか。		利用者から苦情を受け付けたときは、第三者委員への連絡の要否、話し合いにおける第三者委員の立会いの要否を苦情申立者に確認し記録に残すこと。	B
	苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善に至るまでの過程と結果を書面に記録しているか。		苦情受付担当者による苦情受付から解決・改善に至るまでの過程と結果について書面に記録されていないので改善すること。	B
	苦情解決や改善に向けて、記録と報告が積み重ねられているか。		苦情解決や改善に向けて、記録と報告（苦情受付担当者による受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告、苦情解決責任者による一定期間毎の苦情解決結果の第三者委員への報告、苦情解決責任者による苦情申出人に改善を約束した事項についての苦情申出人及び第三者委員への報告）が積み重ねられていないので改善すること。	B
	苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者及び第三者委員に報告しているか。			B
	苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果を第三者委員に報告しているか。			B

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 苦情への対応	苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に報告しているか。	社福法第82条 児童設備運営基準第14条の3 特定教育・保育施設等運営基準第30条 苦情解決指針 苦情解決基準通知 児福行政指導監査実施通知 別紙1 2(1)第1-1-(10) 保育所設置認可要綱第9条		B
	利用者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果を公表しているか。また苦情内容を職員間で情報共有しているか。		苦情内容やその解決結果について、インターネットを活用した方法のほか、事業報告書や広報誌等で公表すること。	B
			苦情内容を職員間で情報共有するなどにより利用者サービスの向上に生かすこと。	A
6 利用者の安全確保対策				
(1) 利用者の安全確保のための措置について	【保育所及び幼保連携型認定こども園を除く児童福祉施設並びに婦人保護施設】 利用者の安全を考えて、家具や物品を配置するなど、利用者の安全対策に万全を期しているか。	認定こども園法第27条 学校保健安全法第29条 教育・保育要領 第3章第4 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(2)第2-3-(2) 児福施設児童安全確保通知 安全確保活動措置指針 児福施設遊具安全確保通知	施設利用者への安全対策が不十分なので是正すること。	C
	児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし万一の場合の避難場所、保護者、関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。		児童の安全管理が不十分なので是正すること。	
	市、警察署、保健所等関係機関、近隣の幼稚園や学校、民生・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制になっているか。			
	門、窓、避難口、鍵等の施設設備面における安全確保ができていますか点検しているか。			
	来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また不審者を想定した訓練を実施しているか。			
	所外活動においては、事前に危険な場所や設備を把握し、携帯電話、無線機等による連絡体制を確保しているか。			
	遊具については適宜点検を行うなど、安全確保・事故防止対策に努めているか。		遊具の安全確保・事故防止対策が不十分なので、是正すること。	
	プール活動・水遊びを行う場合、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えができていますか。	児福施設等プール・水遊び事故防止通知	プール活動・水遊びを行う場合の適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えができていないので是正すること。	
(2) 自動車を運行する場合の所在の確認	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	学校保健安全法施行規則第29条の2 認定こども園法施行規則第27条 児童設備運営基準第6条の4	自動車の乗車・降車の際に児童の所在の確認を行っていないため、是正すること。	C
	児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。		送迎用車両に児童の見落としを防止する装置を備えていないため、是正すること。	C

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
7 職員の処遇				
(1) 就業規則の整備	就業規則を作成・改正しているか。	児福行政指導監査実施通知別紙 1 2(1)第2-2-(1)ア 労基法第89条及び第90条 労基法施行規則第49条 福祉従事者確保指針	常時、職員10名以上の施設※は、所定の手続きを経て就業規則を作成すること。 ※常時10名以上の施設とは、常態として10名以上職員がいることを意味し、この職員の中には施設長及び非常勤職員も含まれる。	C
	作成した就業規則を所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ているか。		作成した就業規則を所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ること。	B
	就業規則の内容が労働基準法等に適合しているか。		常時、職員10名未満の施設は、所定の手続きを経て就業規則を作成することが望ましい。	A(助言)
			就業規則の内容を最新の労働基準法等に適合させること。	C
	高年齢者（60歳～65歳）の雇用確保措置を導入しているか。	高年齢者雇用安定法第9条	高年齢者雇用安定法の趣旨に沿った措置を講じること。	B
	(就業規則または独立した規程として) 育児・介護休業等を適正に定めているか。	児福行政指導監査実施通知別紙 1 2(1)第2-2-(1)ア 労基法第89条及び90条 労基法施行規則第49条 福祉従事者確保指針	所定の手続きを経て育児・介護休業規程（就業規則の一部となる）を整備すること。	C
			作成した育児・介護休業規程（就業規則の一部となる）を所轄の労働基準監督署に届け出ること。	B
	就業規則の規定内容と現状に相違はないか。		就業規則の規程内容と現状等に齟齬があるので是正すること。	C
	就業規則は、常時事業所の見やすい場所へ掲示、備え付け、書面の交付等により職員に周知できているか。	労基法第106条第1項	事業所の見やすい場所へ掲示、備え付け、書面の交付等により職員に周知するよう努めること。	A
	使用者は労働者に対して、年次有給休暇を取得させているか。	労基法第39条第7項	年10日以上付与される者に対して、年5日については、使用者が時季を指定して取得させること。	A

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 給与	給与規程を適正に、作成・改正しているか。 また、作成・改正ごとに労働基準監督署に届け出ているか。	児福行政指導監査実施通知別紙 1 2(1)第2-2-(1)ア 労基法第89条及び第106条第1項 福祉従事者確保指針	所定の手続きを経て給与規程（就業規則の一部）を作成すること。	C
			作成した給与規程（就業規則の一部）を所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ること。	B
			給与規程（就業規則の一部）の内容に不備があるので改善すること。	B
	給与及び諸手当の決定手続き及び支給基準が明確になっているか。		初任給決定、昇給昇格基準及び諸手当等の決定手続き及び支給基準を明確にすること。	B
	給与規程に基づき定期昇給及び昇格を行っているか。給与規程にない、特別の昇格や昇給を行っている場合、その理由等を稟議書等により明確にするなど、透明性のある決定手続きを行っているか。		給与規程に基づかない特別の昇格や昇給が行われているが、その決定手続きが不透明なので是正すること。	C
	給与を給与規程に基づき適正に支給しているか。		給与規程の内容と現状に齟齬があるので是正すること。	C
	労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っているか。	最低賃金法第4条第1項及び第2項 労基法第24条第1項	時間額が兵庫県最低賃金を下回っているので是正すること。	A
(3) 労働時間の把握	労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録しているか（管理監督者を含むすべての労働者）。	労働安全衛生法第66条の8 労働時間適正把握措置ガイドライン	労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。	A
	時間外勤務命令簿等を整備するなど時間外勤務時間の正確な把握に努めているか。		時間外勤務時間を正確に把握できていないので改善すること。	B
	労働時間の記録に関する書類を3年間保存しているか。	労基法第109条	労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存すること。	A
(4) 労使協定 ①時間外労働、休日労働	法定時間外労働及び法定休日労働を行わせる場合は、職員代表と書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第36条 労基法施行規則第16条及び第17条	労働基準法第36条に基づく協定は、期間満了前に労働基準監督署に届け出ること。	C
	時間外労働時間が協定に定める時間を超えていないか。		時間外労働時間が協定に定める時間を超えているので、是正すること。	C
(4) 労使協定 ②変形労働時間制	1か月を超えた変形労働時間制を採用する場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第32条、第32条の2及び第32条の4	1か月を超えた変形労働時間制に関する協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出ること。	C
(4) 労使協定 ③宿日直の許可	労働者を宿直又は日直の勤務で断続的な業務に就かせる場合、労働基準監督署の許可を得ているか。	労基法第41条	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に関して、所轄の労働基準監督署の許可を受けること。	B
	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に関して許可内容どおりとなっているか。	労基法施行規則第23条	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に関して許可内容と現状等に差異がみられるので、改めること。	A

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(5) 職員の採用・労働環境の整備 ①労働条件の明示	職員（非常勤職員・嘱託職員等含む）の採用に当たって、労働条件を明示しているか。	労基法第15条 労基法施行規則第5条 パートタイム労働法第6条及び第7条 パートタイム・有期雇用労働指針	採用又は契約更新時に、雇用通知書等により労働条件を明示していないので改善すること。	B
			採用又は契約更新時に、雇用通知書等により明示すべき労働条件に漏れがあるので改めること。	A
	正社員（無期契約労働者）と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けていないか。	パートタイム労働法第8条及び第9条	正社員（無期契約労働者）と短時間労働者・有期契約労働者との間で、不合理な労働条件の差があるので改めること。	A
(5) 職員の採用・労働環境の整備 ②社会保険等への加入	職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入しているか。	健康保険法第3条第3項 厚生年金保険法第6条 労働者災害補償保険法第3条 雇用保険法第5条及び第6条	社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）へ適正に加入すること。	B
(5) 職員の採用・労働環境の整備 ③ハラスメントの防止措置	ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）の防止のために、必要な措置を講じているか。	労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条第1項から第3項 育児・介護休業法第25条第1項及び第2項	ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）の防止のために、必要な措置を講じること。	A
(5) 職員の採用・労働環境の整備	職員の資格証明書、履歴書等人事管理に必要な書類は、整理保存されているか。	児童設備運営基準第14条 労基法第15条及び第107条から109条 労基法施行規則第53条から第56条	職員関係帳簿（労働者名簿、資格証明書、履歴書）を整備すること。	B
			職員に関する労働者名簿、資格証明書、履歴書等が一部漏れているので、整備すること。	A
	賃金台帳を整備しているか。		賃金（給与）台帳を整備すること。	B
(6) 職員の健康管理 ①労働安全衛生関係	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 衛生推進者を選任しているか。	労働安全衛生法第12条及び第13条 労働安全衛生規則第7条及び第13条 福祉従事者確保指針	衛生管理者又は産業医を選任していないので改善すること。	B
	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 衛生委員会を設置し、労働安全衛生法の規定のとおり運営しているか。		衛生委員会が労働安全衛生法の規定のとおり運営していないので改めること。	A
	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 定期健康診断の結果について労働基準監督署に報告しているか。		定期健康診断の結果について、労働基準監督署に報告していないので改めること。	A
	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 職員の心の健康の保持増進のための措置としてストレスチェック制度を活用しているか。 また、その検査結果を年1回労働基準監督署に報告しているか。		ストレスチェックを実施して、その結果を所轄の労働基準監督署に報告をすること。	A

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
	【職員数が常時10人以上50人未満の施設・事業所】 衛生推進者を選任しているか。	労働安全規則第12条の2、第12条の3及び第12条の4	衛生推進者を選任していないので改善すること。	B

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(6) 職員の健康管理 ②職員の健康診断	職員の定期健康診断を1年に1回以上実施しているか。また、夜間勤務職員がいる場合は、6か月に1回以上実施しているか。	児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-2-(1)-イ 児童設備運営基準第12条 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条及び第45条	職員健康診断が未実施なので、実施すること。	C
			職員健康診断の受診漏れの者がいるので、改善すること。	B
			職員健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので、改めること。	A
			夜間業務に従事する職員には、6か月に1回健康診断を実施すること。	B
	非常勤職員、パート職員等についても、適正に健康診断を実施しているか。	パートタイム・有期雇用労働者指針 短時間労働者雇用管理改善通知 8(2)ニ(リ)	常勤職員と同様の健康診断が実施されていないので、改善すること。	B
			受診漏れの者がいるので、改めること。	A
(6) 職員の健康管理 ②職員の健康診断	常時雇用する職員を採用するときは、必要な項目について医師による健康診断を行っているか。	労働安全衛生規則第43条	常時雇用する職員の採用にあたり、健康診断を実施していないので改善すること。	B
	健康診断結果を5年間保存しているか。	労働安全衛生法第66条の3 労働安全衛生規則第51条	健康診断の記録を5年間保存すること。	B
(6) 職員の健康管理 ②職員の健康診断	介護業務に従事する職員については、雇入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後6月ごとに1回、腰痛に係る健康診断を行っているか。	腰痛予防対策指針 別添 4 健康管理(1)健康診断 福祉従事者確保指針	腰痛予防のため、健康診断等必要な措置を講じること。	A
(7) 業務の体制確立及び効率化	業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。	福祉従事者確保指針 児福行政指導監査実施通知	業務体制の確立や業務の省力化・効率化を推進していないので改めること。	A
(8) 職員の定着化	職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。	児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-2-(4) 福祉従事者確保指針	職員の定着率が低いので、職員の確保及び定着化に向けて積極的に取り組むこと。	B
8 受動喫煙防止対策				
受動喫煙防止対策	受動喫煙防止等に関する措置を講じているか。	県受動喫煙防止条例 県受動喫煙防止施行規則 受動喫煙防止対策通知	受動喫煙防止等に関する措置が講じられていないので改善すること。	B

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
9 適正な会計処理				
(1) 適正な会計処理	物品購入や経費支出の事務を複数職員で担当するなど、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検の実施等によって、適正な会計処理を行っているか。	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 児福行政指導監査実施通知 事業課長通知	内部牽制に配慮した業務分担、自己点検の実施すること。	C
	経理規程等、必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。		経理規程等を整備し、当該規程等に基づいた適切な運用をすること。	C
	支出にあたり、領収書等の証憑書類を適切に管理しているか。		支出にあたり、領収書等の証憑書類を適切に管理すること。	C
	証憑書類のみでは施設運営との関係が確認できない支出については、内容等の把握ができる資料を残しているか。		証憑書類のみでは施設運営との関係が確認できない支出については、内容等の把握ができる資料を残すこと。	C
	社会福祉法人会計基準省令等、会計基準に関する法令、通知等の規定を遵守しているか。	会計基準省令 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い 指導監査要綱通知	社会福祉法人会計基準省令等、会計基準に関する法令、通知等の規定を遵守すること。	C
(2) 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第33条 保育所の設置認可等について（国通知）	特定教育・保育の事業の会計がその他の事業の会計と区分されていないので、是正すること。	C
【保育所及び幼保連携型認定こども園を除く】10 運営費及び措置費の弾力運用				
(1) 弾力運用の要件	運営費の弾力運用を行うにあたり、必要な要件は満たされているか。	運営費局長通知 1 運営費課長通知 問1～5	運営費の弾力運用を行うにあたり、必要な要件が満たされていないので、是正すること。	C
(2) 運営費等の使途範囲	運営費の使途範囲は適正か。	運営費局長通知 3(1)及び(3) 運営費課長通知 問5、問7、問8	不適切な運営費の使途があるので、是正すること。	C
	積立金の積み立ては適正に行われているか。	運営費局長通知 3(2) 運営費課長通知 問5及び問6	積立金の取扱いを適正に行うこと。	B
	積立金の使用計画は作成されているか。			B
	積立金を目的以外に使用する場合は適正に行われているか。			B
	サービス区分等において発生した預貯金の利息等収入（運用収入）の取扱いは適正に行われているか。	運営費局長通知 3(4) 運営費課長通知 問5、問8～9、問11～13	運用収入の取扱いを適正に行うこと。	B
(3) 前期末支払資金残高の取扱い	前期末支払資金残高の取崩しについては、あらかじめ理事会等の承認を得るなど、適正に行われているか。	運営費局長通知 4 運営費課長通知 問5、問10～11	前期末支払資金残高の取扱いを適正に行うこと。	C
	前期末支払資金残高の使途範囲は適正か。			C

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
	当期末支払資金残高は、当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。			C

各施設共通事項 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(4) 運営費の管理・運用	運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行われているか。	運営費局長通知 5 運営費課長通知 問14	運営費の管理・運用を適正に行うこと。	C
	運営費等の同一法人内における資金の貸借は、適正に行われているか。			C
【保育所】 11 保育所委託費の弾力運用				
(1) 弾力運用の要件	保育所委託費の弾力運用を行うにあたり、必要な要件は満たされているか。	府子第254号通知 1（委託費の使途範囲） 府子第255号通知 1から3まで 府子第256号通知	委託費の弾力運用を行うにあたり、必要な要件が満たされていないので、是正すること。	C
(2) 委託費等の使途範囲	委託費の使途範囲は適正か。	府子第254号通知 1（1）及び（3）から（5）まで 府子第255号通知 1から3まで及び5 府子第256号通知	不適切な委託費の使途があるので、是正すること。	C
(3) 積立金・積立資産の取扱	積立資産の積み立ては適正に行われているか。	府子第254号通知 1（5）及び（6） 府子第255号通知 5 府子第256号通知 問2及び8	積立資産の取扱いを適正に行うこと。	C
	積立資産を目的以外に使用する場合の手続きは適正に行われているか。			C
	積立資産の使用計画は作成されているか。			C
(4) 前期末支払資金残高の取扱	前期末支払資金残高の取崩しについては、あらかじめ理事会等の承認を得るなど、適正に行われているか。 （保育サービスの質の向上に関する要件を満たさない場合は、事前に施設所管課と協議し、その承認が必要。）	府子第254号通知 3	前期末支払資金残高の取扱を適正に行うこと。	C
	前期末支払資金残高の使途範囲は適正か。			C
	当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有となっているか。			C
(5) 委託費の管理・運用	委託費等の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行われているか。	府子第254号通知 4 府子第255号通知 6 府子第256号通知 問14、15	委託費の管理・運用を適正に行うこと。	C
	委託費等の同一法人内における資金の貸付は、適正に行われているか。			C
(6) その他	新たに保育所を経営する事業を行う設置者の弾力運用の取扱いは適正か。	府子第255号通知 4	概ね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に試行していない場合は、委託費の弾力運用は認められないので、改善すること。	C